発行日: 平成24年3月



歴史資産を活かすことで、魅力が増し、きれいで安全・安心に、住み続けることができるまちを造る

「栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区」 を決定しました

平成24年3月23日 都市計画決定、告示

泉町、嘉右衛門町、小平町、大町の皆様に、ご支援ご協力をいただき取り組んで参りました伝建地区指定ですが、このたび嘉右衛門町周辺の約9.6ha が保存地区として都市計画決定されました。引き続き、歴史的なまちづくりを皆様とともに進めて参りますので、なお一層のご支援ご協力をお願いいたします。

決定後は伝建地区内で建物を新増築される場合などに規制がかかります (市の許可が必要になります)

◆許可を受けなければならない行為は、次のようになります。

- 建築物・工作物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- 建築物 工作物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- ・宅地の造成などの土地の形質の変更・木竹の伐採など(通常の剪定等は除く) ※外観を変更しない建物の内部の改装等は対象にはなりません。
- ◆保存地区内のすべての建築物・工作物等において、その現況を変更するときなどは、あらかじめ、市に申請して許可を受けることが必要になります。
- 事前相談・協議は、期間を要するため、お早めにご相談ください。
- 新増築などのご計画がある場合は、早めに伝建推進室(Tel21-2619)にご連絡、ご相談ください。

☆伝建地区の都市計画決定

去る2月27日に、栃木市都市計画審議会が開催され、泉町・嘉右衛門町・小平町・錦町及び昭和町の各一部、約9.6ha を伝統的建造物群保存地区とすることに異存ない旨の答申が出されました。その後、3月23日に正式に告示し、伝建地区としてスタートすることになりました。

☆伝建地区の保存計画

去る2月2日に、栃木市伝統的建造物 群保存地区保存審議会が開催され、嘉右 衛門町伝建地区の保存計画(案)の内容 が審議され、了承されました。

その後、保存審議会から市に対し、保存計画(案)について異存ない旨の答申があり、3月23日に正式に告示しました。なお、保存計画の内容は、後日、伝建かわら版でお知らせいたします。



~伝建地区で建物を建てる場合の基準の一例~

歴史的風致を損なわないこと

- ・建物の高さは10mを超えないこと
- ・屋根は勾配屋根とすること
- ・歴史的な位置を考慮して建築すること

☆伝統的建造物群保存事業補助金について

・伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建築物を修景するために、補助金を必要とする人は、早めにご相談ください。(修理・修景を行う前の年度に計画する必要があります。) ※修理については、修理希望者の中から、老朽度合いの状況など、緊急性の高い物件から順次行う予定です。

☆栃木の例幣使街道を考える会との連携

今後、歴史的資産を活かすことで、魅力が増し、きれいで安全・安心に、住み続けることができるまちを造るために、栃木の例幣使街道を考える会には、大きな役割を担っていただくことになります。伝建推進室では、栃木の例幣使街道を考える会と十分に連携しながら、町並み保存とまちづくりに取り組んで参りますので、今後ともご支援ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

栃木市教育委員会事務局 伝建推進室

TEL: 0282-21-2619 FAX: 0282-21-2616 O

、 お気軽に ご意見・ご質 問をお寄せ、 ください。